

2018年9月7日

被保険者 各位

カルビー健康保険組合
理事長 新谷 英子
(公印省略)

災害救助法適用地域にお住まいで被災された皆様へ

この度、北海道内の地震により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

カルビー健康保険組合では、災害救助法適用地域(災害救助法適用地域については、別紙 内閣府発表の「災害救助法の適用について」を参照ください)にお住まいで被災された方に、下記方法により、医療費の窓口自己負担金を免除する「一部負担金免除証明書」を発行いたしますので、当健康保険組合まで申請ください。また緊急の場合、保険証を失くされた方でも、「氏名」、「生年月日」、「連絡先(電話番号)」、「組合名(カルビー健康保険組合)」を医療機関窓口へ伝えていただければ、受診できます。

記

○医療費の窓口自己負担金が免除となる方

災害救助法適用地域にお住まいのカルビー健康保険組合加入者で、今回の地震により、家屋損傷等の被害を受け、該当期間内に保険診療を受ける方。

○申請方法

お住まいの自治体発行の「り災証明書」を添付の上、当健康保険組合まで、別紙「医療費一部負担金免除申請書」をご提出ください。当健康保険組合にて審査のうえ、「一部負担金免除証明書」を発行いたします。この証明書を医療機関等の窓口へ呈示することで、医療費の窓口自己負担金の支払いが免除されます。

○一部負担金免除期間

被災日より平成30年12月31日まで

※医療費の窓口自己負担割合は、以下の通りです。

- ・一般の方・・・医療費の3割負担
- ・未就学児の方・・・医療費の2割負担
- ・高齢受給者(70～74歳)の方
- 一般の方で、誕生日が昭和19年4月1日までの方・・・医療費の1割負担
- 一般の方で、誕生日が昭和19年4月2日以降の方・・・医療費の2割負担
- 現役並み所得の方・・・医療費の3割負担

それぞれの窓口自己負担金を免除いたします。

以上

〒321-3231

保険者番号 06090450

栃木県宇都宮市清原工業団地23-7

カルビー健康保険組合 電話 028-670-8119

(受付時間 土日、祝祭日を除く 8:30より17:00)

